

国民健康保険被保険者証	
有効期限	昭和63年8月31日
記号	岩室 番号
住所	新潟県西蒲原郡岩室村大字
氏名	岩室村
性別	男
年齢	15
交付年月日	昭和 年 月 日

■国民健康保険証

今月から『みどり色』にかわります

国民健康保険の保険証と退職者制度の保険証が今月から新しく、『みどり色』にかわります。

これまでの(はだ色)の保険証は、今月からは使えません。初診、再診を問わず、医療機関をご利用のときは、必ず新しい保険証を窓口へお出しください。

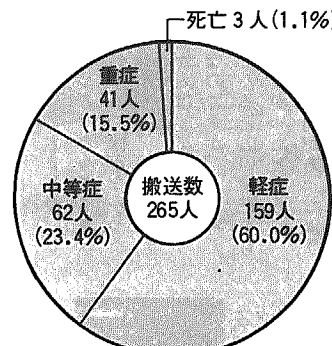
新しい保険証の配付と古い保険証の回収はすでに区長さんを通じて行いましたが、新しい保険証の住所や名前などに誤りがありましたら、お手数でも役場保健衛生課国保係へお持ちください。

●交通事故などの受傷を保険証で受診されるかたへ——交通事故などの受傷を保険証で受診する場合には、必ず医療機関の窓口と役場保健衛生課に届けてください。

●他市町村で勤務されるかたへ——仕事の都合で長期間の出張や出かせぎなどで、他の市町村に住むかたには、その人のためもう一枚の保険証を発行することができません。詳しくは保健衛生課におたずねください。

●国民健康保険の加入・脱退届はお早めに——職場の健康保険に加入した人や、勤めていた職場の健康保険をぬかれた人は、忘れずに国民健康保険の加入・脱退の手続きをしなければなりません。異動があった場合には早めに届出をしてください。

61年中の搬送者の内訳



〔重症〕 3週間以上の入院が必要  
 〔中等症〕 入院を要すが重症でない  
 〔軽症〕 入院を必要としない



タクシー代わり!? 救急車の搬送の六割は軽症者

九月九日は、ゴロ合わせも兼ねて「救急の日」になっています。これは救急医療とその業務に対するみなさんの正しい理解と認識を深めてもらうことと、救急医療関係者の意識の高揚を図ることをねらいとして設定されています。

ところで昨年一年間に岩室消防分署が運んだ救急患者は何人いるかご存じですか。なんと二百六十五人です。一日半で一人を運んだ計算になります。その人数と傷害の程度を表にしたのが別掲のグラフです。これでお分かりのように、運んだ人の半分以上は入院を必要としない、いわゆる軽症の人です。この中には切りきざし程度の人もいました。救急業務は人命を守るため一分一秒を争う重要な仕事です。事故などが起きたときは、まわりの状況や事故の程度などで救急車を要請するかたもあわててしまうことは十分わかりますが、そんなときこそ落ちつきが大切です。通報する場合はあわてず①救急事故などの発生場所と近くの目標を②ど



万が一のときの助っ人...レスキュー隊...

レスキュー隊——なんかカッコいい名前ですね。レスキューとは、救助する、という意味。すなわち、万が一の災害のときの助っ人ですね。いま岩室消防分署には5人のレスキュー隊員がいて、いざ、というときのため毎日特別な訓練をしています。「でも出番がない方が…」という隊員の話に説得力があります。また、先の県大会で、岩室分署から出場した隊員が「ほぶく救出」で入賞しました。

のようなケガか病気が③ケガ人や病人の現在の容態(簡単に)の用件を的確にご連絡ください。

また消防署で受ける救急車の要請や病院照会で困っていることに次の三点があります。

①サイレンを鳴らさないで②警察には言わないで③救急病院はどこか——です。

①については緊急車両が業務出勤するときは必ずサイレンを鳴らす必要があります。

②は決められています。平日については決められていません。ただし、近隣の県立吉田病院、巻町立病院、燕労災病院の三病院の夜間当直医については午後五時すぎになると消防署でもわかるようになっていきます。

③は、課税の方法や改正点について不明だとかたは税務課か保健衛生課国保係(☎☎四一—一内線二二—)へどうぞ。

「えっ! 国保税を納めない人には保険証をくれないって?」

「えっ! 国民健康保険税を滞納している世帯は保険証を返してもらおうって!」ジョウダンじゃないですよ。そうです、これはジョウダンではありません。

先の国民健康保険法の改正で、災害など特別な事情がないのに、故意に保険税を滞納している世帯からは「保険証」を返してもらうことになりました。では、保険証のなくなった人はどんな方法で診療を受けられるかといえますと、保険証を返してもらった時に「被保険者資格証明書」なるものを発行します。

この場合、診療費は一応全額自分で支払います。そして後で国保から七割相当額の払い戻しをするということになります。

ただし、七十歳(寝たきりの場合は六十五歳)以上で老人保健で診療を受けているお年寄りや原爆被爆者その他厚生省令で定める医療について診療を受けたい人がその世帯にいる場合は、別の保険証をお渡しします。滞納している世帯が完納したときやその額が著しく減ったとき、その他災害など特別な事情があると認められたときには、保険証をお返しします。

税金をきちんと納めている人にとっては、これでは一時的に負担が多くなるが、後で払い戻すなんて、いままでもとなら変わらないじゃないか、と思われ

るかたもいるでしょう。そうです。そんなことでは公平が欠けますよ。そこで納付能力があっても納めない人には、国保から七割相当額の支払いの全部または一部を差し止めるということもできるようになります。計の中からやり繰りしているのですから、相互扶助といってもきちんと納めている人からみて許されるべきことではありませんね。滞納している人もがんばって納めてください。

ご利用ください

中小企業のための地方産業育成資金

村内中小企業のみなさんのため、村では地方産業育成資金の貸付を行っています。お店の繁栄のためふってご利用ください。申し込み(受け付け)先は十月の貸付分から巻信用組合岩室支店と和納支店が窓口となりますので、十月十二日(月)まで

に各支店へ申請してください。借り入れ申請用紙は巻信用組合各支店から岩室村商工会、役場商工観光課にあります。▽貸付限度額: 四百万円  
 ▽利率: 五・四%(普通貸付)と四・九%(信用保証付) ▽問合せ: 岩室村商工会(☎☎三三〇九)へ。